

紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の金額及び負担者	
1、職業紹介サービス 《求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス》	《成功報酬》	
	①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	②期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	なお、これらの手数料の負担者は求人者とします。	
2、職業紹介の付加サービス 《求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス》	《成功報酬》	
	①当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して なお、これらの手数料の負担者は求人者とします。	30%
3、サーチ・スカウト型サービス 《特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査及び探索》	《成功報酬》	
	①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	②期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	なお、これらの手数料の負担者は求人者とします。	
4、再就職支援型のサービス 《就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談及び助言》 《求人受理後、求人者に求職者紹介するサービス》～職業紹介サービス～	着手金	50,000円
	相談・助言に関して（お支払いはサービス終了後）	20,000円/1回
	成功報酬	なし
	なお、これらの手数料の負担者は関係雇用主とします。	
	《成功報酬》	
	①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	②期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）に対して	30%
	なお、これらの手数料の負担者は求人者とします。	

* 上記手数料には、消費税が含まれておりませんので、別途加算となります。

平成 27年 3月 1日

許可番号:04-ユ-300167

〒984-0051

仙台市若林区新寺2丁目2-11新寺211ビル2F

一般社団法人 きゃりぽーと仙台